

# プラットフォーム提供事業者における 取組状況について



# ガイドラインを踏まえた取組状況について

各プラットフォーム事業者において、以下のような対応を実施中

① ガイドラインの内容に沿った形で販売を継続

- ペダル付き電動バイク、キックボード様の立ち乗り型電動車いずれも、官民協議会のガイドラインの内容に沿った形で販売を継続

② 販売を禁止（販売事業者やフリマにおける取扱禁止商材に追加）

※ 事業者によって進捗は異なるが、上記①②にあわせた内容で規約も改訂  
（改訂に向けて文面調整中／販売者への事前通知は完了／改訂済など）

# 各プラットフォーム事業者の対応状況について

| 社名             | 対応                                                               | 時期      |
|----------------|------------------------------------------------------------------|---------|
| アマゾンジャパン合同会社   | 販売禁止                                                             | 済       |
| イーベイ・ジャパン株式会社  | 販売禁止                                                             | 済       |
| auコマース&ライフ株式会社 | 販売禁止                                                             | 済       |
| BASE株式会社       | 販売禁止                                                             | 済       |
| 株式会社メルカリ       | 販売禁止                                                             | 4月頃     |
| LINEヤフー株式会社    | Yahoo!ショッピング：ガイドラインの内容に沿った形で販売を継続<br>Yahoo!オークション、Yahoo!フリマ：販売禁止 | 4/28(月) |
| 楽天グループ株式会社     | 楽天市場：ガイドラインの内容に沿った形で販売を継続<br>楽天ラクマ：販売禁止                          | 4月頃     |

※ 各社、規約変更について、販売店への告知・案内を実施（予定を含む）

# 規約に適合している商材であることの確認・担保の方法について（例）

## イーベイジャパン合同会社

- ・電動自転車、電動バイク、キックボード等、関連キーワードが検出される出品商品はシステムで検知し、サイト側で事前検収・確認後に出品を承認 or 拒否するフローを取り入れている。
- ・また、販売不適合と判断される商品は出品制限をかけている。\* 出品者側にも告知・通知済み

## LINEヤフー株式会社（Y!SHP）

### 【運転免許の保有】

購入に当たっては、運転免許を持っている旨を購入者が宣言しなければ、購入できない設計とし、技術的に担保。

### 【必要事項の表示】

「一般原動機付自転車」である旨の明示などが必要である旨をガイドラインに明記し、パトロール専任スタッフによる24時間365日のパトロールにより確認。また、すべての商品ページに違反申告機能を設け、消費者が容易に通報できる体制を整備。

※Yahoo!ショッピングでは上記の確認・担保により販売することとし、Yahoo!オークションにおいては出品禁止商材としてガイドラインに明記。

## 楽天グループ会社（楽天市場）

- ・キーワードその他（※）による積極的モニタリングと、消費者や関係機関その他外部からの情報提供等に基づく調査。

（※）必須記載事項がきちんと記載されていること、当該製品に関する型式認定取得、または性能等確認取得の証明物（認定証、認定シール等）の画像が明示されていること、など

# 参考：プラットフォーム事業者が取り組むべき交通安全対策（[ガイドライン](#)より一部要約）

## ①プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け

- **利用規約等において**、販売事業者に対して、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する場合に
  - ・「一般原動機付自転車」といった車両区分
  - ・ **運転免許を受けていることを確認できない者には販売しない旨** を表示することを義務付けること。
- 利用規約等において、販売事業者に対して、**販売前又は車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認することを義務付けること**。ただし、プラットフォーム事業者が、車体の引渡し前に、購入者が運転免許を受けていることを確認した場合にあっては、この限りでない。（※）
- 利用規約等において、販売事業者に対して、**保安基準に適合していないペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売しないことを義務付けること**。
- 販売事業者による販売状況を定期的に確認し、誤った車両区分を表示して車体を販売している、運転免許の確認を適切に行わず車体を販売している、保安基準に適合しない車体を販売しているなど、利用規約等に違反していると認められる場合には、販売事業者には違反の是正を求め、又はプラットフォーム提供事業者として違反の是正を行うこと。その上で、販売事業者による違反が是正されない場合には、当該販売事業者がプラットフォームを利用することができないよう、サービスの利用停止措置等の所要の措置を講ずること。

### （※）購入者が運転免許を受けていることを確認する方法

- 販売時に運転免許証を提示させ、又は運転免許証の券面の画像情報を送信させる方法等により、購入者が運転免許を受けていることを確認すること。
  - 運転免許を受けていない者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティを運転した場合には、道路交通法違反となり、罰則が適用される可能性があることを、購入者に対して説明するとともに、ウェブサイト、リーフレット等を通じて周知すること。
- プラットフォーム事業者は事業形態等に応じて、追加的な対策を併せて実施することが望ましい。（一例）
- ・ 購入者に、運転免許を受けている旨の誓約書に署名させるなどして、運転免許の確認結果を記録すること。 / ・ 運転免許証の写しを徴すること。

プラットフォーム事業者は事業形態等に応じて、以下の追加的な対策を併せて実施することが望ましい（一例）。

- ・ プラットフォームのウェブサイトにおいて、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティに係る商品カテゴリを設けた上、当該商品カテゴリに該当する車体の購入に一律に適用される車両区分等を表示する機能、運転免許の確認を行う機能等を整備すること。
- ・ 販売事業者に対して、自動車損害賠償責任保険等への加入及びナンバープレート取得手続を実施したことを確認した後、車体の引渡しを行うよう働き掛けること。

## ②プラットフォームを利用する販売者への働き掛け

販売事業者以外の者（以下「販売者」）に対して、ペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売することができる場を提供するプラットフォーム提供事業者は、販売者によってペダル付き電動バイク等の電動モビリティの交通安全対策が確実に実施されるよう、前記①に記載している対策を実施すること。（「販売事業者」とあるのは「販売者」と読み替える）

## ③相談窓口の設置

購入者その他のプラットフォームを利用する者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティに関して相談することができ、プラットフォームを通じてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する者がペダル付き電動バイク等の電動モビリティについて不当な表示をしているおそれがある場合に当該事実の通報を受けることができる相談・連絡窓口を設置するとともに、当該窓口について、ウェブサイト等を通じて周知すること。また、当該窓口相談・連絡があった際は迅速かつ真摯に対応すること。

## ④関係行政機関等との連携

プラットフォームにおいてペダル付き電動バイク等の電動モビリティを販売する販売事業者や関係行政機関と情報共有を行うとともに、捜査機関からの照会等に対して迅速かつ真摯に対応すること。

# 参考：販売等を禁止する場合の規約改訂の例

## auコマース&ライフ株式会社

●自動車、バイク、電動バイク（電動モビリティ）等  
自動車、バイク本体等を出品される場合は、駐車場や保険など、購入の際に必要な手続きを説明するなど、トラブルが起こらないようにご注意ください。

電動モビリティのうち、以下に該当する車両の出品はお断りいたします。

特定小型原動機付自転車

ペダル付き電動バイク（自動車又は一般原動機付自転車であって、原動機に加えてペダルを備え、ペダルを用いて人の力により走行させることができるものをいいます。）

キックボード様の立ち乗り型電動車（サドルが着脱可能な車両を含み、特定小型原動機付自転車に該当するものを除きます。）

<https://wowma.shop/limit/exhibit.html>

## BASE株式会社

販売不可・登録禁止の商品における「34. 自動車、オートバイ等、動力を有する車両（電動キックボード、フル電動自転車を含む）および船舶」に関して、詳細は下記のとおりです。

なお、電動アシスト自転車（※）は、販売可能となります。

※電動アシスト自転車は、以下の基準を満たした自転車となります。

人の力を補うための電動機が自転車に付いていること

10km/h未満の速度では、人がペダルを踏む力と人の力を補う力の比率が1:2以下であること

10km/h以上24km/h未満の速度では、人がペダルを踏む力と人の力を補う力の比率が道路交通法施行規則第1条の3で定める数値以下であること

24km/h以上の速度では、人の力を補う力が加わらないこと

また、電動カート（シニアカート）や電動車いすは、以下の基準を満たした場合に販売可能となります。

国家公安委員会の型式認定を受け、TSマークが貼付されていること

商品登録時に型式認定やTSマークの記載や画像を掲載すること

<https://help.thebase.in/hc/ja/articles/19498581928985>

**JOMC** オンラインマーケット  
プレイス協議会  
Japan Online Marketplaces Consortium